

地域における薬局・薬剤師のあり方について（第8回）

令和6年8月21日

厚生労働省 医薬局 総務課

第7回検討会（令和6年7月19日）における主な意見 （地域における薬局の機能・役割について）

【地域における薬局の機能・役割について】

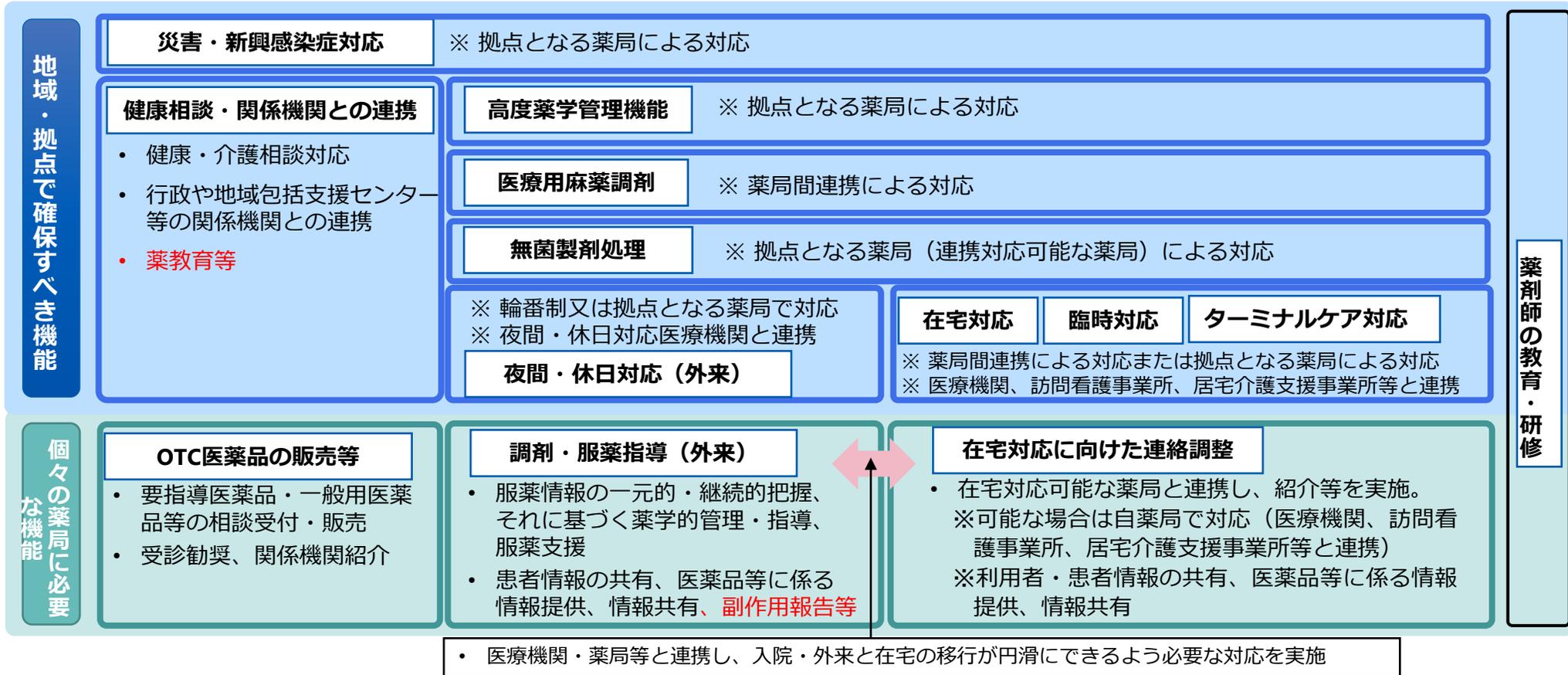
- 医薬品に係る情報提供について、副作用情報とか市販後調査といった行政やメーカーへの情報提供が必須であることがわかるような記載も必要ではないか。
- 薬局には公共性が必要であり、地域に必要な機能を行政などと協力して提供していくもの。
- 薬剤師は非常に公共性のある資格であり、薬局の事業所としては民間であっても、薬剤師一人一人は誰かのために公共性を持って仕事をしているので、そういった理念の実現につながるような要素が必要ではないか。
- 薬局は高齢者を対象とした場としての見方が強いが、地区行政や委託を受けている社会福祉協議会などでは、子ども家庭支援センターとの協力とか連携・取組なども行っており、こども家庭支援とか薬教育のようなことを記載してはどうか。
- 地域単位で必ず必要な機能を持つ重要な薬局があるように体制構築する必要がある。
- 地域・拠点で確保すべき機能を持つ薬局がない地域でどうするか考える必要があり、体制構築については地域任せにするだけでなく、行政の関与や支援も必要。
- 薬局の機能や体制は地域差が大きいため、地域の実態がどうなっているのか俯瞰して調整するような機関が必要ではないか。
- 今後、医療計画の中で医薬品提供の体制の構築を市町村レベルで対応する際は、地域の薬剤師会も入って検討することが必要。
- 薬局の機能について、地域それぞれで考えていくという方向性を、厚生労働省で示してほしい。地域の中で検討する上では、もう少し具体的なメニューを示す必要がある。
- 地域医療については地域医療構想調整会議で調整する枠組みがあり、薬に関してどのように対応するのか考える必要がある。
- 地域・拠点で確保すべき夜間・休日の対応については、地域の個々の薬局の集合体で機能を担うため、個々の薬局に必要な機能に夜間・休日対応の協力体制が入っていてもよいと考える。
- 地域によっては、機能を持つ薬局を増やすことが難しいこともあり、連携を重視して対応しているところもあり、そのような好事例がないか検討してほしい。

地域における薬剤師・薬局の役割について（案）

地域における薬局・薬剤師の主な役割

- 医療関係者等との連携による地域の住民の薬物治療（外来・在宅医療）の提供
- セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援
- 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
- 薬剤師の資質向上 等

地域における薬局の機能



薬剤師の教育・研修

第7回検討会（令和6年7月19日）における主な意見 （地域連携薬局の役割・機能について）

【地域連携薬局の役割・機能について】

- 地域連携薬局の機能である地域のDI機能は重要であり、わかるように記載してほしい。
- 在宅医療を推進するために、無菌製剤処理が必要ない製剤の開発も重要。
- 入退院時の医療機関等との情報連携は、個々の薬局が1人の患者さんについての情報のやり取りをするものであり、地域連携薬局の機能としてはもう少し説明が必要ではないか。
- 在宅専門の医療機関や訪問看護のように、薬局について在宅をメインとしているところが地域連携薬局になる必要があるのか。在宅は在宅で推進してもよいのではないか。
- 現場としては、薬剤師が在宅の現場で、薬剤のプロとして訪問看護師やケアマネジャーと情報共有し、話し合うことを期待しており、薬剤師が実際の現場に来て活躍してもらいたいということを、地域連携薬局の機能の中で示してほしい。
- 地域連携薬局の薬剤師は、薬局の中だけで仕事をするのではないということが非常に重要。また、地域連携薬局に全てを任せるとはならず、その周りの薬局が助けていくことで、地域連携薬局が生きていく。
- 訪問看護師との連携について、具体的にどのようにしたら進むのか。例えば、訪問看護師と同時に訪問すると情報共有できるので助かるという声もあれば、患者の情報を継続的に確認できるので別に訪問してほしいと言われることもあり難しい。
- 連携については、地域の講演会、グループワーク等で多職種で顔を合わせて話し合うのが一番の近道である。
- 薬局については、いわゆるハブアンドスポークのような地域連携よりは、それぞれの薬局や医療機関が必要に応じてお互いがつながり合えるネットワークの中で、それぞれの医療機関・薬局が得意な分野、あるいは役割や機能を持っていると考えている。その中で、より多くの役割、機能を持っていたり、ネットワークのつながりがより強い薬局が地域連携薬局になるのではないか。地域での役割を一義的にその地域の中ですべてその薬局が担うハブアンドスポークのハブのような考え方ではないと考える。

地域連携薬局の機能・役割について（これまでの意見を踏まえた修正案）

地域連携薬局の役割（案）

- 入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応すること
- 必要に応じ外来患者への夜間・休日対応を実施すること（地域の実状に応じ、輪番制、救急医療体制に参加する等）
- 在宅対応について、地域の薬局が対応できない場合に、それらの薬局と連携して対応すること
- ターミナルケアの患者の対応や夜間・休日を含む臨時の訪問対応について対応が可能である地域連携薬局も必要
- 上記の対応については、薬局間だけではなく地域の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と連携することが前提である。
- なお、地域連携薬局に求められる機能については、地域全体で体制を構築する必要があるものであり、地域連携薬局にすべてを任せるとはならず、体制の構築に当たっては地域連携薬局以外の薬局も積極的に協力する必要がある。
- 特に、地域連携薬局だけで地域のニーズに対応することは困難である場合もある想定されることから、地域連携薬局以外の薬局も含めて地域全体で必要な体制を構築していくことが重要

地域連携薬局の機能

※必須となる機能

※追加的な機能

- ※ それぞれの機能について、薬局間連携が可能なこと、地域の医療機関、薬局、訪問看護事業所等と連携して対応することが前提
- ※ 「在宅対応」については、地域の薬局が対応できない場合に、その薬局からの依頼を受け、連携して対応することを含む。「臨時対応」についても同様
- ※ 地域の医療機関、薬局に医薬品の適正使用に関する情報提供を実施

無菌製剤処理

※ 地域連携薬局以外の薬局も含めて地域の実状に応じた体制構築が必要

医療用麻薬調剤

ターミナルケア対応

臨時対応

在宅対応

医療機関等との情報共有

※ 患者に対する適切な薬物治療のために必要な情報について、医療機関等との連携の中で適時実施されるもの

個々の薬局に必要な機能

対象

住民（未病の方含む）

患者（外来）

患者（在宅）

地域・拠点で確保すべき機能

第7回検討会（令和6年7月19日）における主な意見 （健康サポート薬局の役割・機能について）

【健康サポート薬局の役割・機能について】

- 健康サポート薬局について、一般の方は存在自体を知らない。健康サポート薬局から、自分たちが持つプラスアルファの役割を発信しないことには、認知が進まないのではないかと。自らの役割を地域に発信する必要がある。地域連携薬局も同様。
- 健康サポート薬局も地域連携薬局も、社会的な使命感を持った薬局のボランティア的な役割の下に機能するものと思う一方で、インセンティブが求められる時代となっており、政策が機能するためにも何らかのインセンティブを併せて考慮すべき。
- 介護等の相談役としては、（受け身ではなく）薬局側からニーズを引き出していく必要がある。
- どのような健康相談を受けるのか具体性を持たせた発信をしないと、国民の側から分かりづらい。具体的なことがわかると国民からの見方が少し変わるのではないかと。
- 健康・介護相談対応等について、個々の薬局がこういう機能を持たなくてもいいと捉えてしまわないように注意が必要。
- セルフメディケーションの啓発・推進は、関係機関と連携することについての議論を基に追加されたものであると考えており、分かりやすく理解できるように、横に※印で特記されているような追記をしてほしい。
- 薬局だけでは解決できないことについて関係機関の紹介などの対応ができることが重要であり、健康サポート薬局を活用するためにも、行政機関や関係団体等と連携し、地域住民の健康サポートの取組を実施することが大変重要。

健康サポート薬局の役割・機能について（これまでの意見を踏まえた修正案）

健康サポート薬局の役割（案）

- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援すること
- 特に、地域の中で、地域住民の健康・介護等に関する相談役の一つとなること
- 相談対応については、関係機関や多職種と連携した対応を前提に、セルフケア・セルフメディケーションに関する相談や受診勧奨のみならず、薬局だけでは解決できないことについて関係機関の紹介などの対応ができること
- 行政機関や関係団体等と連携し、地域住民の健康サポートの取組を実施すること

健康サポート薬局の機能

地域・拠点で確保すべき機能

関係機関との連携による健康・介護相談対応等

- 関係機関や多職種との連携による健康・介護相談対応
- 介護用品、特別用途食品の販売
- 地域住民向けの健康サポートの取組の実施、**薬教育等**
- セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進

※ 「健康・介護相談対応等」について、行政や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の関係機関、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携した対応が必要

※ かかりつけの薬局として、相談後においても可能な限り、当該薬局の薬剤師が対応

※ 健康サポートの取組、**セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進**については、可能な限り行政や地域の薬局、関係機関と連携して実施

個々の薬局に必要な機能

OTC医薬品の販売等

- 要指導医薬品・一般用医薬品等の相談受付・販売
- 受診勧奨、関係機関紹介

調剤・服薬指導（外来）

- 服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- 患者情報の共有、医薬品等に係る情報提供、情報共有、**副作用報告等**

在宅対応に向けた連絡調整

- 在宅対応可能な薬局と連携し、対応可能な薬局の紹介等を実施
- ※可能な場合は自薬局で対応
- ※利用者・患者情報の共有、医薬品等に係る情報提供、情報共有

対象

住民（未病の方含む）

患者（外来・在宅）

論点：健康サポート薬局のあり方について

論点

- 健康サポート薬局については、その役割、機能を明確化し、地域住民が当該薬局を利用するメリットを認知できるようにすることが重要。
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局については、患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、特定の機能を有する薬局を法令上明確にし、当該機能を果たしうる薬局であることを示す名称の表示を可能とするために導入されたものである。
- これを踏まえると、健康サポート薬局についても地域住民が必要な機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、法令上明確化し、当該機能を果たしうる薬局であることを示す名称の表示を可能とすることが必要と考えるがどうか。
- また、制度設計に当たっては、住民、患者にとってわかりやすいものとなるよう、必要な対応を検討することとしてはどうか。

參考資料

検討のたたき台：薬局に求められる機能・役割のあり方について

薬局の機能・役割	個々の薬局としての基本的な機能	地域全体で確保する機能
<p>● 調剤、服薬指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、疑義照会 ・薬剤提供 ・薬剤情報提供 ・服薬情報の一元的・継続的把握、それに基づく薬学的管理指導（フォローアップ） ・残薬整理、服薬支援 ・医療機関等への情報提供 ・電子処方箋による調剤 ・オンライン服薬指導 ・薬剤レビュー ・リフィル処方箋による調剤 ・副作用報告等 	<p>○ 原則、「調剤、服薬指導」に係る項目すべて</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 医療用麻薬や無菌製剤処理が必要なもの等、一部の医薬品を除き調剤、薬剤提供が可能であること（別項目参照） ※ 薬剤レビューについては、今後、対人業務の充実を推進する中で対応できる薬局を増やす必要がある。 	
<p>● 在宅対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等）、薬剤配送 ・医療用麻薬の調剤・管理（廃棄含む） ・医療材料、衛生材料の供給 ・在宅訪問薬剤管理指導、服薬支援、残薬管理、フォローアップ ・医師、訪問看護師、ケアマネジャー等への情報共有 ・往診同行、処方提案 ・入退院時の医療機関との情報共有 ・夜間・休日を含む臨時の訪問指示に係る対応（・在宅訪問薬剤管理指導を実施していない在宅患者への臨時の対応） 	<p>○ 当該患者が「かかりつけ」としている薬局・薬剤師が担うことが基本。その上で、当該薬局が対応できない場合には、在宅対応が可能な薬局と連携して対応することが必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 「在宅対応」に係る項目すべて</p>
<p>● 医療用麻薬調剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、服薬指導 ・医療用麻薬の管理（保管・廃棄） ・PCAポンプの調剤、適正使用のための指導等 	<p>○ 当該患者が「かかりつけ」としている薬局・薬剤師が調剤することが基本。その上で、対応可能品目数の都合等により応需困難な場合には他薬局からの融通や、調剤可能な薬局と連携して対応することが必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 医療用麻薬調剤、一定の種類在庫の確保、他薬局への融通</p>

検討のたたき台：薬局に求められる機能・役割のあり方について

薬局の機能・役割	個々の薬局としての基本的な機能	地域全体で確保する機能
<p>● 夜間・休日対応（外来）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処方箋応需、調剤 ・相談対応 		<p>○ 夜間・休日対応</p> <p>※ 輪番制による対応（地域により個々の薬局で対応可能な場合もあると考えられる）。</p>
<p>● 無菌製剤処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無菌製剤処理の実施 	<p>※ 自薬局で対応していない場合は、無菌製剤処理が対応可能な薬局を紹介する等の対応が必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 無菌製剤処理（必要な設備を有していること）。</p> <p>※ 無菌調剤室を有し、他薬局が共同利用でできることが望ましい。</p>
<p>● 高度薬学管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な薬物療法において、高度な専門知識、臨床経験を有する薬剤師による薬学的管理ニーズへ対応 	<p>※ 高度薬学管理が必要な患者について対応できる薬局を紹介できることが望ましい。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 高度薬学管理機能</p>
<p>● 健康サポート機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要指導医薬品・一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応、販売 ・介護用品・特別用途食品の販売 ・健康・介護に関する相談対応 ・受診勧奨 ・関係機関（地域包括支援センター等）の紹介 ・地域住民向けの健康サポートの取組の実施 ・セルフケア・セルフメディケーションの啓発（情報発信等） ・薬教育等 	<p>○ 医薬品の適正使用にかかる要指導医薬品、一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応。</p> <p>○ 利用者の求める要指導医薬品、一般用医薬品等の販売を行うことが基本。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 健康サポート機能</p> <p>※ かかりつけの医師と連携して、要指導医薬品・一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応が可能であること（必要に応じ受診勧奨等を実施）。</p> <p>※ 要指導医薬品、一般用医薬品について、ニーズが高くないものも販売していること。</p> <p>※ 地域の関係機関と連携し、必要に応じ紹介する、紹介されるなどの対応を実施。</p>
<p>● 災害・新興感染症等有事の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地への薬剤師派遣、避難所等における医薬品供給 ・被災者からの医薬品等に関する相談対応 ・自宅・宿泊療養者等への薬剤提供、服薬指導等、医師との連携による健康観察 ・ワクチン接種にかかる対応（薬剤調整等） 	<p>※ 災害・新興感染症発生時には必要な薬局サービスの提供の維持に努めることが必要。</p>	<p>【拠点となる薬局が必要】</p> <p>○ 災害対応（医療機関、他薬局等の支援）</p> <p>○ 新興感染症対応（第二種協定指定医療機関）</p> <p>※ 被災地への薬剤師派遣等の有事における薬剤師人材の提供等については、拠点ではなく地域薬剤師会が中心となって対応することが必要。</p>

※ 上記の他、薬局の機能・役割として、薬事衛生、情報発信等がある。個々の薬局の機能としては、医薬品、医療機器の適正使用に関する説明の実施等が求められる。また、地域において学校薬剤師の確保や研修会等の実施などの確保が求められる。

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の**病気の予防**や**健康サポート**に貢献
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ☆ **副作用や効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬や相互作用の防止**
 - ICT（電子版お薬手帳等）を活用し、
 - ・ 患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
 - ・ **24時間**の対応
 - ・ **在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 処方内容の照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

地域における薬剤師の役割（地域の実情に応じた薬剤師サービス等の提供の検討） （「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ とりまとめ」より抜粋）

4. 地域における薬剤師の役割

（3）地域の実情に応じた薬剤師サービス等の提供体制の検討

○ 地域において求められる薬剤師サービスとしては、

- ・ 医薬品の供給拠点（患者に必要な医薬品について、適切な薬学的管理・指導、服薬指導とともに提供する。要指導・一般用医薬品を含む。）
- ・ 夜間、休日の対応
- ・ 健康サポート（セルフケアの啓発を含む。）
- ・ 新興感染症、災害等の有事への対応
- ・ 在宅対応（無菌調剤、麻薬調剤等を含む。）
- ・ 医薬品関連情報の発信（症例検討会、勉強会の実施・参加等を含む。）
- ・ 薬事衛生（医薬品・医療機器の正しい使い方の説明、学校薬剤師、薬物濫用の防止等）

などが考えられる。

○ このような薬剤師サービスを全ての薬局が個別に対応することは困難であり、また、新興感染症、災害時等の有事への対応等、地域全体で効率的・効果的に提供すべき薬剤師サービスもある。このように、薬剤師サービスを地域全体で提供していくという観点も必要であり、地域の実情に応じた体制の構築について、自治体の関係部局及び関係団体等が協議・連携して取り組むことが重要である。またこの前提として、地域において、薬剤師サービスの必要量やリソース等を把握することが必要である。

○ このため、地域において、地域医療に必要な機能を把握するとともに、自治体や医療関係者が協議の場を持ち、必要な薬剤師サービスの確保策を検討する仕組みを構築すべきである。なお、当該地域での検討においては、地域の薬剤師会が中心的な役割を担うとともに、会員・非会員を問わず地域の薬局が協力し、議論を行う必要がある。

健康サポート薬局、認定薬局など薬局の機能のあり方に関する課題

- 薬局薬剤師については、平成27年に厚生労働省が作成した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進、対物中心の業務から対人中心の業務へのシフトを図り、対人業務の強化や医療機関等との地域連携等を実現することとし、また、患者が自身に適した薬局を主体的に選択できるよう、健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）制度により、一定の機能を有する薬局について表示又は名称を使用できる制度が導入されている。
- 一方、健康サポート薬局や認定薬局については薬局側に名称を使用（表示）できる以外のインセンティブがなく、また、利用者にとどのようなメリットがあるのか不明確であり、十分に活用されていない状況にあると考えられる。
- 特に、健康サポート薬局、地域連携薬局については、在宅対応を含むかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つことを基準の一部としているなど共通している部分もあり、地域の中での位置付けや違いがわかりにくいとの指摘もなされている。
- 地域において求められる薬剤師サービスは、医薬品の供給拠点、在宅対応、夜間・休日の対応、健康サポート、新興感染症・災害等の有事対応、医薬品関連情報の発信、薬事衛生等が考えられるが、このような機能を薬局がどのように担うのか検討が必要。
- これらの薬剤師サービスを全ての薬局が個別に対応することは困難であり、地域全体で効率的・効果的に必要な薬剤師サービスを提供していく観点から、個々の薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たす前提で、地域の薬局が連携して対応する仕組みを構築することが重要であると指摘されている。
- このような状況を踏まえ、健康サポート薬局、認定薬局について、患者等が利用する、医療関係者が連携する薬局を選定する際に有用となる制度となるよう、その機能や地域における役割・位置付けを改めて整理・明確化することが必要である。

第1回検討会（令和5年12月25日）における主な意見 （認定薬局、健康サポート薬局など薬局機能のあり方について）

■ 第1回検討会における主な意見

- 「患者のための薬局ビジョン」をまとめて以降、薬機法改正もあった中で、どのように薬局・薬剤師の業務が変わっていったのかも踏まえて、個々の薬局の機能・役割について、もっと新しい考え方がないのか検討が必要ではないか。
- 患者が普段利用している薬局ではできないことについて、地域の健康サポート薬局や地域連携薬局に頼って対応できるようにすることが重要であり、そのような観点で要件の見直し等も含めながら、地域連携薬局と健康サポート薬局の在り方を検討していただきたい。
- 健康サポート薬局や認定薬局については、制度の背景や目的を踏まえて議論することが必要。
- 健康サポート薬局、認定薬局については、国民がほとんど認知していない。国民のための、国民が選ぶための薬局機能という視点で検討が必要。

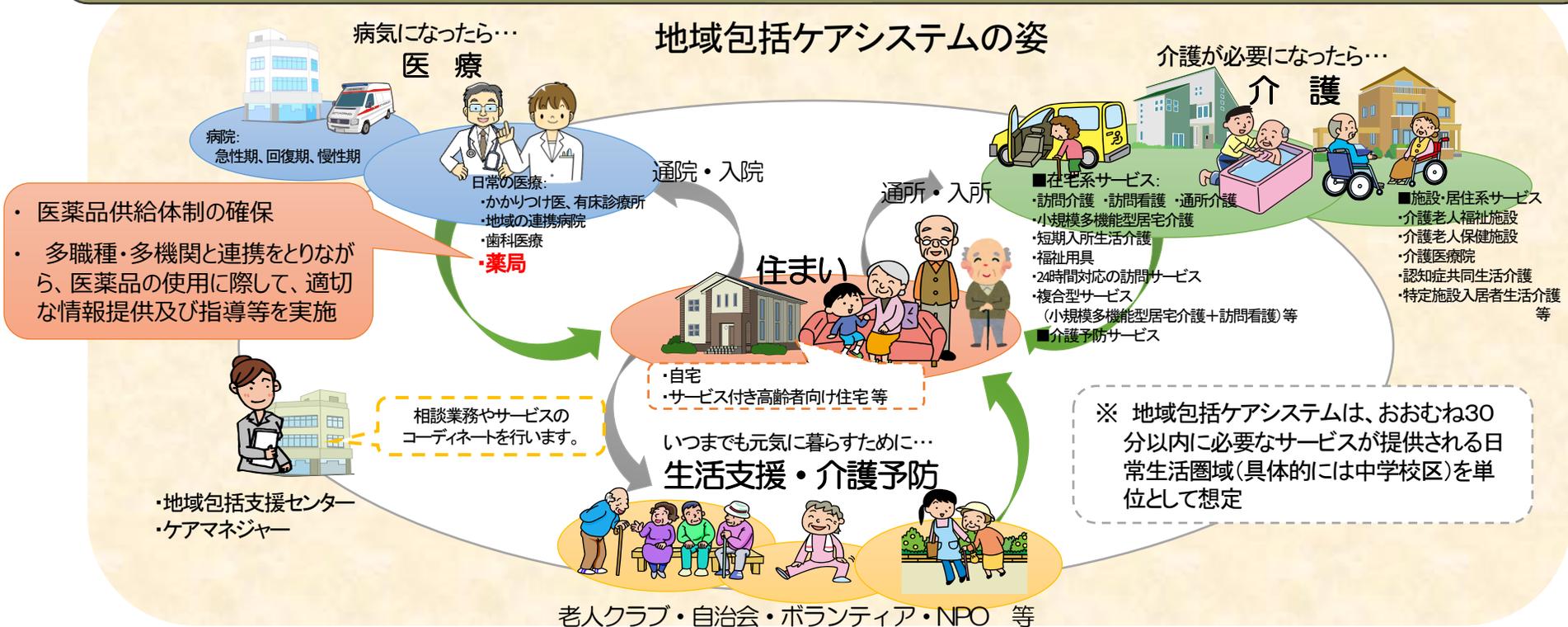
第4回検討会（令和6年4月22日）における主な意見

■ 地域における薬局・薬剤師のあり方について

- 薬局の役割について、国民のニーズと機能が合っていれば口コミや医療機関からの推薦等もしやすいと考えるので、認定薬局等の制度に関わらないものも含め、どのようなニーズがあるのか整理すべき。
- 「患者のための薬局ビジョン」の薬局の姿についても、どうあるべきか議論し、手を入れ直すことも必要。
- 「患者のための薬局ビジョン」については共感するものであるが、「患者」を「生活者」に置き換えてもよいのではないか。日常生活で予防、未病の拠点が必要。未病の方に対する薬局の役割は何か考える必要がある。
- 制度が細かく分かれすぎると理解が難しくなり、現状、医療職種でも認識されていないものは当然国民にも伝わらず、周知すればよいというものではなく、認定等の類型の整理が必要。
- 健康サポート機能とは何かを具体的に示し、何ができる薬局かわかるようにするのがよい。健康サポートを進めることは重要であるが、供給側の視点が強いので、需要側の視点もうまく取り入れることが必要ではないか。
- 健康サポート薬局について、健康サポート機能だけ独立したものではなく、かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的な機能ができており、それに健康サポート機能をつけるというものであることを踏まえた議論が必要。
- 健康サポート薬局を法律に位置付けることの検討も必要。
- 健康サポート薬局のロゴについて身近な薬局に掲示されることで周知されていくのではないか。
- 健康サポート薬局について成功事例やノウハウを横展開するために情報共有が必要である。
- 健康サポート機能については、保健指導に関する部分も大きく、それをどのように薬局に取り入れていくのかについて議論が必要。
- 認定薬局については医療機関との連携が重要。優良事例があれば共有いただくことで建設的な議論ができる。
- 認定制度により地域のハブを作り、無菌対応等ができない薬局は、対応できる薬局をハブとして活用してもらうという形を理解いただくことが必要と考える。
- 専門医療機関連携薬局について、がんの専門薬剤師の認定が必要だが、個人に付与されるものであり、企業として協力しにくいのではないか。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



総合確保方針（令和5年3月17日一部改正）の概要

医療介護総合確保法に基づき、地域における医療・介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を策定（2014年策定、'16・'21・'23年一部改正）。当該方針に即して、医療計画・介護保険事業（支援）計画の基本方針・指針を策定

総合確保方針の意義

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者など国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築。自立と尊厳を支えるケアを実現。

基本的方向性

（1）「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築

地域医療構想の推進、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、地域包括ケアシステムの深化・推進（認知症施策の推進、総合事業や介護予防の充実等）など

（2）サービス提供人材の確保と働き方改革

医療従事者の働き方改革の取組、タスク・シフト、チーム医療の推進、復職支援、介護現場の生産性向上・働く環境改善の取組など

（3）限りある資源の効率的かつ効果的な活用

全世代型の社会保障制度の構築、医療・介護の効果的・効率的な提供、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化、ケアマネジメントの質の向上など

（4）デジタル化・データヘルスの推進

全国医療情報プラットフォームの創設、NDBと公的DB等との連結解析、EBPMの推進など

（5）地域共生社会の実現

地域の包括的な支援体制の構築、いわゆる社会的処方への活用、住まいの確保、地域の多様な主体との連携など

特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

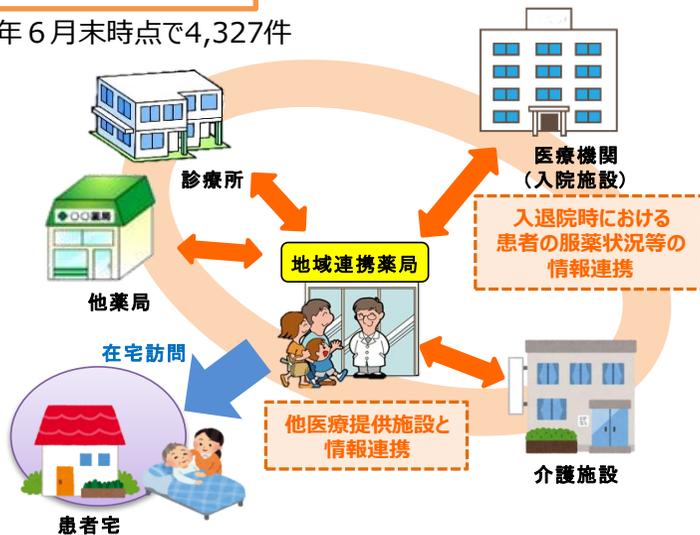
・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

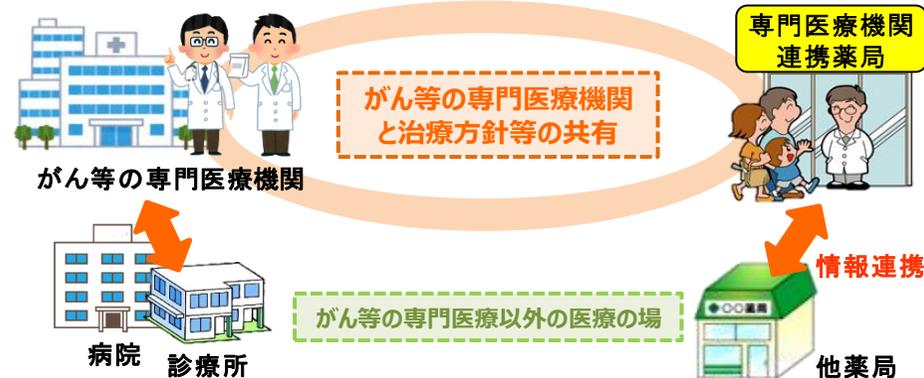
※2024年6月末時点で4,327件



専門医療機関連携薬局

※2024年5月末時点で200件

※傷病の区分ごとに認定
(現在規定している区分は「がん」)



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
 - ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
- 等
- ＜専門性の認定を行う団体＞
- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
 - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

認定薬局の基準の考え方

● 患者が安心して相談しやすい体制

- <地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- <専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

- <地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
- <専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 在宅医療に対応する体制

- <地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

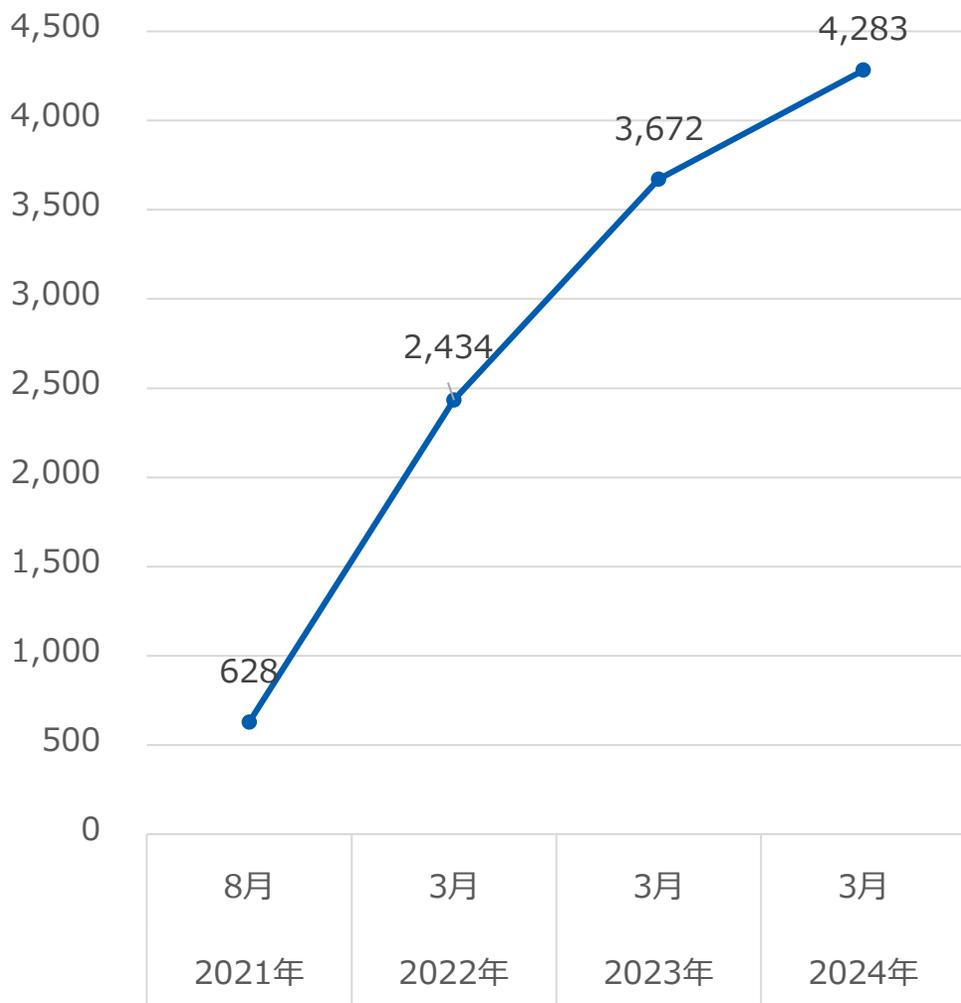
- <地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
- <専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

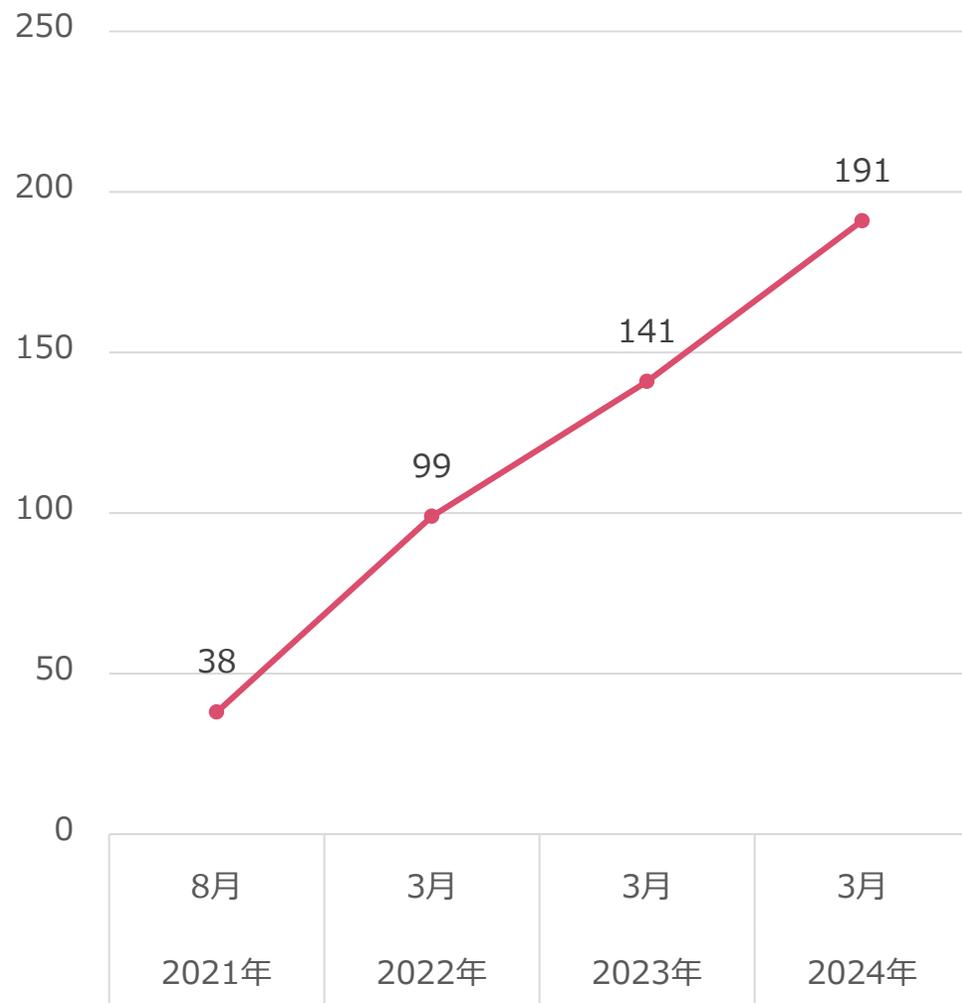
- <地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、地域包括ケアシステムに関する研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
- <専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定数の推移（2021年8月～）

■ 地域連携薬局の認定数



■ 専門医療機関連携薬局の認定数



参考：2022年3月末時点の薬局数 62,375（令和4年度衛生行政報告例）

地域連携薬局の基準

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備 (他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。) ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の基準

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関の会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	<p>専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <div data-bbox="126 1003 623 1210" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><専門性の認定を行う団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本医療薬学会（地域薬学ケア 専門薬剤師（がん）） ● 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師） </div>	<p>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携をいっつつ、適切に実施できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

認定薬局の基準の考え方

● 患者が安心して相談しやすい体制

- <地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- <専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

- <地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
- <専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 在宅医療に対応する体制

- <地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

- <地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
- <専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

- <地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、地域包括ケアシステムに関する研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
- <専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

健康サポート機能の推進

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ（令和4年7月11日）

第4 具体的な対策

4. 地域における薬剤師の役割

(2) 健康サポート機能の推進

- 地域における薬局の役割として、住民の健康維持・増進を支援する取組も期待されており、要指導・一般用医薬品の情報提供を含め、気軽に住民等が健康相談等できるよう、健康サポート機能の強化が必要である。
- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局として、平成28年10月に健康サポート薬局の届出制度が開始された。しかしながら、届出数は少なく、令和元年の薬機法改正の附帯決議においても、「健康サポート薬局の届出数が少数にとどまっている現状を踏まえ、その要因を分析して検討し、必要な対策を講ずること。」とされている。
- 内閣府の調査では、健康サポート薬局の認知度は約8%と極めて低い。また、健康サポートという言葉は抽象的であり、住民にとって何をアウトカムにしているのかが不明確である。このため、健康サポート機能の目的を明確にするとともに、その機能が住民にどのような影響を与えているかエビデンスを収集し、その効果を住民に周知すべきである。
- また、健康相談等の健康サポート機能が患者に認知され、またその取組が地域全体に普及するためには、個々の薬局の取組だけでなく、自治体等と連携した地域全体の取組を行うべきである。
- なお、このような活動の具体例としては、
 - ・自治体や保険者が行う健康づくりのための事業
 - ・要指導・一般用医薬品の購入希望者への必要な受診勧奨
 - ・糖尿病の重症化予防
 - ・禁煙支援等の健康増進の施策などが考えられる。

健康サポート薬局



- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※平成28年10月から届出開始。令和6年3月末現在、3,195薬局が届出

地域包括ケアシステムにおける地域住民の身近な健康の相談相手

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

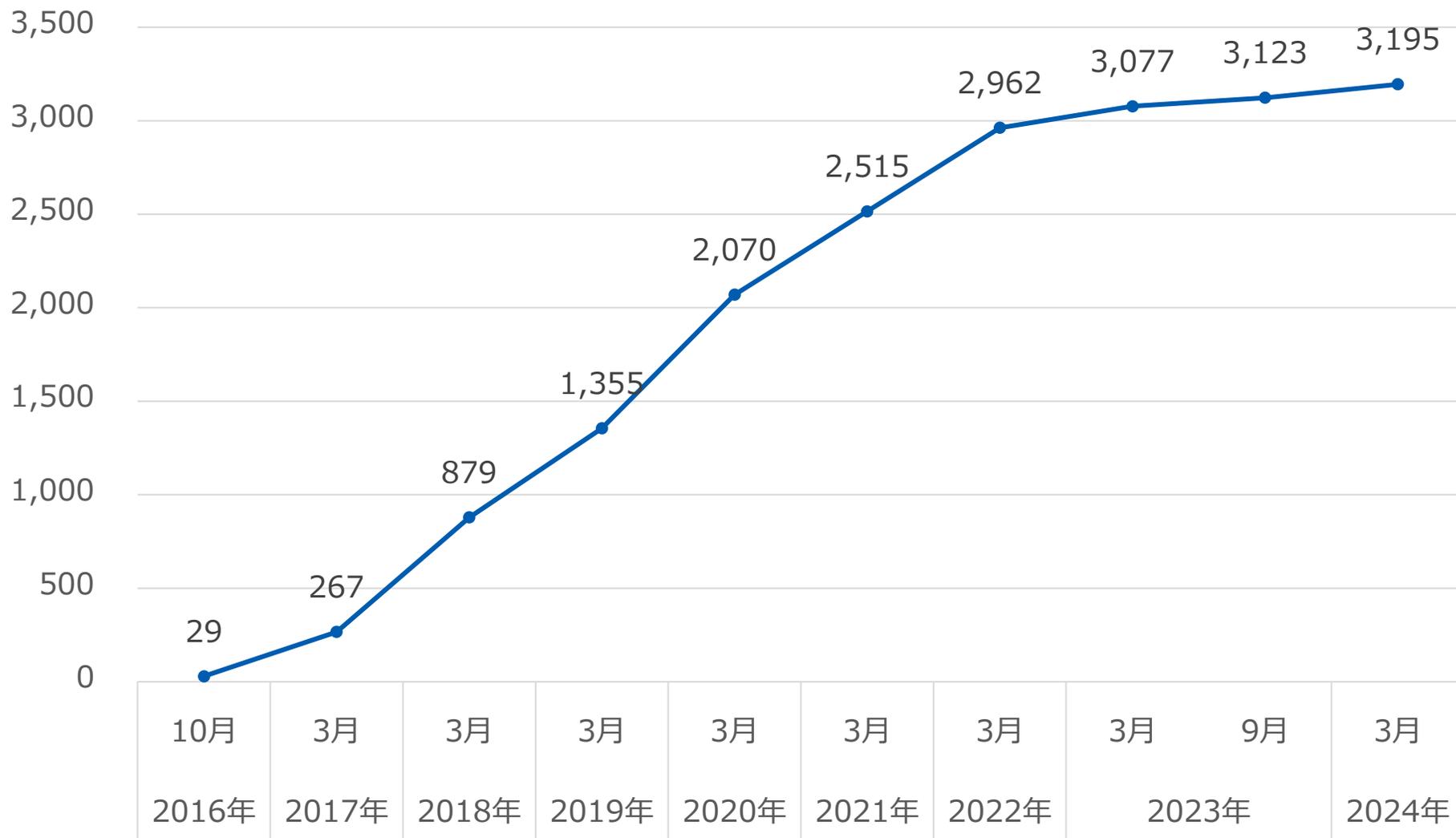
- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

健康サポート薬局の届出数の推移（2016年10月～）

■ 健康サポート薬局の届出数



参考：2022年3月末時点の薬局数 62,375（令和4年度衛生行政報告例）

健康サポート薬局の要件について①

1. かかりつけ薬局としての基本的機能

①	かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制	○ 患者が当該薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。
②	服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載	○ 患者が受診している全ての医療機関を把握し、要指導医薬品及び一般用医薬品を含めた医薬品を服用している情報等を一元的かつ継続的に把握するよう取り組み、薬剤服用歴の記録を適切に行うこと。
③	懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ	○ 残薬管理及び確実な服用につながる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の状況把握を実施するよう取り組むこと。
④	お薬手帳の活用	○ 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割を説明した上で、その活用を促していること及び一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、当該お薬手帳の集約に努めること。
⑤	かかりつけ薬剤師・薬局の普及	○ かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、薬剤師が調剤及び医薬品の供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。
⑥	24時間対応	○ 開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等に対応する体制を整備していること。
⑦	在宅対応	○ 過去1年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。
⑧	疑義照会等	○ 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組むこと。
⑨	受診勧奨	○ 利用者から要指導医薬品・一般用医薬品に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと。
⑩	医師以外の多職種との連携	○ 利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。

健康サポート薬局の要件について②

2. 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

①	受診勧奨	○ 利用者から要指導医薬品・一般用医薬品に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと。
②	連携機関の紹介	○ 利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。
③	地域における連携体制の構築とリストの作成	○ 地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。
④	連携機関に対する紹介文書	○ 利用者の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に文書（電磁的記録媒体を含む。）により提供するよう取り組むこと。
⑤	関連団体等との連携及び協力	○ 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会その他の関連団体と連携及び協力した上で、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加すること。

3. 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

- 要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していること。

4. 個人情報に配慮した相談窓口

- 間仕切り等で区切られた相談窓口を設置していること。

5. 薬局の外側と内側における表示

- 健康サポート薬局である旨並びに要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を当該薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
- 当該薬局で実施している国民による主体的な健康の保持増進の支援の具体的な内容について、当該薬局において分かりやすく提示すること。

健康サポート薬局の要件について③

6. 要指導医薬品・一般用医薬品、介護用品等の取扱い

- 要指導医薬品・一般用医薬品、衛生材料及び介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有しており、かつ、その際、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、適正な運営を行っていること。
- 要指導医薬品・一般用医薬品又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、利用者の状況並びに当該要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

7. 開店時間

- 平日の営業日において連続して開店しており、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日において一定時間開店していること。

8. 健康サポートの取組

①	健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成	<ul style="list-style-type: none">○ 要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応すること。○ 販売内容及び相談内容（受診勧奨及び医療機関その他の連携機関への紹介の内容を含む。）を記録した上で、当該記録を一定期間保存していること。
②	健康サポートに関する具体的な取組の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 国民による主体的な健康の保持増進の支援に関する具体的な取組を積極的に実施していること。
③	健康サポートに関する取組の周知	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の薬剤師会等を通じること等により当該薬局における取組を発信すると同時に、必要に応じて、地域の他の薬局の取組を支援していること。
④	健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布	<ul style="list-style-type: none">○ 国、地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

健康サポート薬局の要件について④

(要指導医薬品・一般用医薬品の基本的な薬効群)

- 要指導医薬品・一般用医薬品は、基本的な薬効群を少なくとも1品目以上備蓄しなければならない。
- 薬効群は、(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムに記載されているものである。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1 かせ薬(内用) | 25 その他の滋養強壮保健薬 |
| 2 解熱鎮痛薬 | 26 婦人薬 |
| 3 催眠鎮静薬 | 27 その他の女性用薬 |
| 4 眠気防止薬 | 28 抗ヒスタミン薬主薬製剤 |
| 5 鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。) | 29 その他のアレルギー用薬 |
| 6 小児鎮静薬(小児五疳薬等) | 30 殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む) |
| 7 その他の精神神経用薬 | 31 しもやけ・あかぎれ用薬 |
| 8 ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬 | 32 化膿性疾患用薬 |
| 9 制酸薬 | 33 鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む) |
| 10 健胃薬 | 34 みずむし・たむし用薬 |
| 11 整腸薬 | 35 皮膚軟化薬(吸出しを含む) |
| 12 制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの | 36 毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等) |
| 13 胃腸鎮痛鎮けい薬 | 37 その他の外皮用薬 |
| 14 止瀉薬 | 38 一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬 |
| 15 瀉下薬(下剤) | 39 抗菌性点眼薬 |
| 16 浣腸薬 | 40 アレルギー用点眼薬 |
| 17 強心薬(センソ含有製剤等) | 41 鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬 |
| 18 動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等) | 42 口腔咽喉薬(せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む) |
| 19 その他の循環器・血液用薬 | 43 口内炎用薬 |
| 20 鎮咳去痰薬 | 44 歯痛・歯槽膿漏薬 |
| 21 含嗽薬 | 45 禁煙補助剤 |
| 22 内用痔疾用剤、外用痔疾用剤 | 46 漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)、生薬主薬製剤 |
| 23 その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬 | 47 消毒薬 |
| 24 ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤 | 48 殺虫薬 |

健康サポートに関する具体的な取組

- 健康サポート薬局の要件として、月1回程度、積極的な健康サポートの取組を実施することとされており、健康サポートに関する様々な取組が行われている。

〈主な取組〉

〈取組の周知方法〉

- 自薬局内外での掲示及びホームページでの案内
- 自治体や薬剤師会での周知 等

イベントチラシ（イメージ）

無料相談健康デー
 令和6年4月10日（水）
 13:00~17:00



【内容】

- ・薬剤師によるお薬相談、健康相談
- ・栄養士による栄養相談etc.



ご家族やお友達と気軽にお越しください
お薬を飲んでいる方はお薬手帳をご持参ください

●●薬局

〒●●●●●市●●●●●
 開局時間 月から土 9時~17時45分
 日・祝日休業
 電話：●●●●●●●●●●
 F A X : ●●●●●●●●●● 駐車場あります。

開催形式	開催内容	開催場所
相談形式 ・○○相談会 医療・健康等に 係る相談先 としての取組	・脂質異常症、糖尿病等の慢性疾患関係 ・管理栄養士による栄養関係 ・冷え性 ・禁煙 ・新型コロナワクチン ・日焼けケア ・口腔ケア・オーラルフレイル ・低体温 ・疲労 ・免疫力（食習慣関係） ・妊婦向け栄養 等	〈小規模開催の場合〉 ・自薬局 〈その他の場合〉 ・自薬局、地域の公民館等
情報発信形式 ・○○講座 ・○○講演 ・○○講話 医療・健康等 に関する知識 を発信する取 組	・腰痛予防や転倒予防 ・認知症の予防や早期発見 ・乳がん検診 ・介護予防サロン（薬剤指導全般） ・ウォーキング ・離乳食の進め方 ・疾患や症状に関すること（腎機能、痛風、減塩、脂肪肝、糖、自律神経失調症、貧血、摂食嚥下障害、腸内環境、花粉症 等） 等	
参加形式 ・○○会 ・○○イベント 医療・健康等 に関する測定・体験等 を提供する取組	・熱中症対策及び経口補水液の試飲会 ・血糖値・AGEs測定 ・血管年齢チェック ・手洗い・手指消毒 ・ココモチェック ・カラダ・バランスチェック ・身体のトレーニング ・握力測定 等	

薬局の機能・役割と健康サポート薬局、地域連携薬局の基準等の関係

薬局の機能・役割	健康サポート薬局の届出基準	地域連携薬局の認定基準
<p>●調剤、服薬指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、疑義照会 ・薬剤提供 ・薬剤情報提供 ・服薬情報の一元的・継続的把握、それに基づく薬学的管理指導（フォローアップ） ・残薬整理、服薬支援 ・医療機関等への情報提供 ・電子処方箋による調剤 ・オンライン服薬指導 ・薬剤レビュー ・リフィル処方箋による調剤 	<ul style="list-style-type: none"> ○疑義照会 ○服薬情報※の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載 ※要指導医薬品、一般用医薬品の服用情報を含む ○懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ ○お薬手帳の活用促進、複数所持の場合の集約 ○医療機関等への情報提供 <p>※上記の事項を含む手順書の整備が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備 ○地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備
<p>●在宅対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等）、薬剤配送 ・医療用麻薬の調剤・管理（廃棄含む） ・医療材料、衛生材料の供給 ・在宅訪問薬剤管理指導、服薬支援、残薬管理、フォローアップ ・医師、訪問看護師、ケアマネジャー等への情報共有 ・往診同行、処方提案 ・入退院時の医療機関との情報共有 ・夜間・休日を含む臨時的訪問指示に係る対応（・在宅訪問薬剤管理指導を実施していない在宅患者への臨時的対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ○過去1年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○高度管理医療機器等の販売業の許可 ○必要な医療機器及び衛生材料の提供体制
<p>●医療用麻薬調剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤、服薬指導 ・医療用麻薬の管理（保管・廃棄） ・PCAポンプの調剤、適正使用のための指導等 		<ul style="list-style-type: none"> ○麻薬の調剤応需体制の整備

※ 健康サポート薬局の届出基準、地域連携薬局の認定基準について、全ての事項を記載しているものではないことに留意が必要。

薬局の機能・役割と健康サポート薬局、地域連携薬局の基準等の関係

薬局の機能・役割	健康サポート薬局の届出基準	地域連携薬局の認定基準
●夜間・休日対応（外来） ・処方箋応需、調剤 ・相談対応	○開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等（調剤含む。）に対応する体制を整備していること。	○開店時間外の相談応需体制の整備 ○休日及び夜間の調剤応需体制の整備
●無菌製剤処理 ・無菌製剤処理の実施		○無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）
●高度薬学管理機能 ・専門的な薬物療法において、高度な専門知識、臨床経験を有する薬剤師による薬学的管理ニーズへ対応		
●健康サポート機能 ・要指導医薬品・一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応、販売 ・介護用品・特別用途食品の販売 ・健康・介護に関する相談対応 ・受診勧奨 ・関係機関（地域包括支援センター等）の紹介 ・地域住民向けの健康サポートの取組の実施 ・セルフケア・セルフメディケーションの啓発（情報発信等）	○要指導医薬品・一般用医薬品、衛生材料及び介護用品等の供給（基本的な48薬効群を少なくとも1品目以上備蓄） ○利用者から要指導医薬品・一般用医薬品・健康食品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談対応 ・受診勧奨（かかりつけ医との連携） ・多職種連携 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センター等の紹介 ○医療機関等との連携体制の構築、連絡先、照会先一覧の作成、連携先への文書による情報提供 ○健康サポートに関する具体的な取組の実施、周知 ○地域の行政機関及び関係団体が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への積極的な参加	

※ 健康サポート薬局の届出基準、地域連携薬局の認定基準について、全ての事項を記載しているものではないことに留意が必要。

健康サポート薬局について

「健康サポート薬局のあり方について」

（平成27年9月健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会報告書（抜粋（一部改）））

3. 健康サポート機能を有する薬局の機能について

健康サポート機能を有する薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局である。具体的には、

- 医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うこと、
 - 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介すること、
 - 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施すること、
 - 地域の薬局への情報発信、取組支援等を行うといった積極的な取組を実施すること
- などである。

6. おわりに

（略）健康サポート薬局は、その薬局だけですべての相談対応や支援を完結させるものではなく、地域住民の健康を支援するその役割を担う一機関であり、薬局で対応できない場合には、多職種や関係機関につなぐ機能が重要であることは言うまでもない。

また、健康サポート薬局であること、その基準を満たすこと自体が目的化するようなことはあってはならず、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくためには、健康サポート薬局には、安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められている。

健康サポート機能を有する薬局の機能について

（「健康サポート薬局のあり方について」（平成27年9月健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会報告書））

① 地域における連携体制の構築

（医療機関への受診勧奨やその他の関係機関への紹介）

- 一般用医薬品等に関する相談を含め、健康の維持・増進に関する相談を受けた場合には、かかりつけ医への受診勧奨やその他の多職種や関係機関（医療機関等かかりつけ薬局として連携している機関のほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等）への紹介を行うこと。
- かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応することが求められ、特に一般用医薬品による対応が困難であることが疑われる場合などに、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに、受診勧奨を適切に実施すること。
- 住民からの健康の維持・増進に関する相談に適切に対応し、受診勧奨や紹介等を円滑に行えるようにするため、薬局で行う健康サポートの内容に応じて、連携が必要となる薬剤師以外の多職種や関係機関に対し、薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し、了解を得るなど、あらかじめ、顔の見える関係、連携体制を構築しておくこと、その上で、連絡・紹介先のリストを作成すること。また、当該リストには、紹介方法の手順などを具体的に盛り込むことが望まれること。
- 受診勧奨や紹介の際には、利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関等に文書（電子媒体を含む。）により提供すること。
- さらに、地域包括ケアシステムの一員として役割を発揮するため、かかりつけ薬剤師には地域ケア会議など多職種が参加する会議に積極的に出席し、薬学的見地から意見を述べることを望まれる。

（地域における健康の維持・増進のための各種事業への参加）

- 地域の行政、関連団体と連携するために、健康の維持・増進の各種事業への参加も重要であること。
- このため、地域の薬剤師会と密接な連携が取れていること。
- さらに、地域の医師会、歯科医師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会等に連携・協力し、地域の行政や医師会等が実施・協力する健康の維持・増進やその他各種事業等（くすり教育等の啓発活動、多職種との研修事業など）に主体的に参加し、健康の維持・増進に貢献すること。

健康サポート機能を有する薬局の機能について

（「健康サポート薬局のあり方について」（平成27年9月健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会報告書））

⑤ 要指導医薬品等の取扱い

- 利用者が相談しやすい環境を作り、地域住民のニーズに対応するためには要指導医薬品等や衛生材料、介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能や助言の体制を有していること。そのため、基本的な薬効群を原則としつつ、地域の実情に応じて、当該薬局において供給すること。
- その際に、かかりつけ医との適切な連携や受診の妨げとならないよう、要指導薬品等の相談を受けた場合の受診勧奨の基準を遵守するなど、適正な運営を行っていること。
- また、要指導医薬品等や健康食品等については、利用者自らが適切に選定することが大事である。そのため、それに関する相談を受けた場合には、利用者の状況や要指導医薬品等や健康食品等の特性を十分に踏まえ、専門的知識に基づき説明すること。

⑥ 開局時間

- 地域住民が相談したいと思って薬局に行っても、薬局が開局していなければ、意味がないため、地域における健康サポート機能を有する薬局として、平日に一定時間以上連続して開局していること。
- また、平日仕事をしている社会人の相談に応じるため、土日にも一定時間開局していること。

⑦ 健康相談・健康サポート（抜粋）

（健康サポートに関する具体的な取組の実施）

- 率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施するという役割を踏まえ、自発的に健康サポートの具体的な取組を実施していること。（例えば、薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施、健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組、医師や保健師と連携した糖尿病予防教室や管理栄養士と連携した栄養相談会の開催などが挙げられる。）
- また、地域の薬局の中で、健康サポートのリーダーシップを発揮するよう、地域の薬剤師会等を通じて、自局の取組を発信したり、必要に応じて、地域の薬局の取組を支援すること。

（健康の維持・増進に関するポスター掲示、パンフレット配布）

- 地域住民に健康情報を意識してもらうため、国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の維持・増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布により、啓発活動に協力すること。

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ（抜粋）

（令和4年7月）

1. 対人業務の更なる充実（抜粋）

- 現状の薬局薬剤師の業務は、処方箋への対応（対物業務や、処方確認・服薬指導等の対人業務）が中心であるが、処方箋受付時以外の対人業務（調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応）や、セルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の充実が求められる。
- 対人業務や健康サポート業務が充実していくことを通じ、薬剤師・薬局が果たす役割が認知され、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つ利点を実感し、かかりつけ薬剤師・薬局が普及していくという好循環を目指していく必要がある。

4. 地域における薬剤師の役割（抜粋）

（2）健康サポート機能の推進

- 地域における薬局の役割として、住民の健康維持・増進を支援する取組も期待されており、要指導・一般用医薬品の情報提供を含め、気軽に住民等が健康相談等できるよう、健康サポート機能の強化が必要である。
- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局として、平成28年10月に健康サポート薬局の届出制度が開始された。しかしながら、届出数は少なく、令和元年の薬機法改正の附帯決議においても、「健康サポート薬局の届出数が少数にとどまっている現状を踏まえ、その要因を分析して検討し、必要な対策を講ずること。」とされている。
- 内閣府の調査では、健康サポート薬局の認知度は約8%と極めて低い。また、健康サポートという言葉は抽象的であり、住民にとって何をアウトカムにしているのかが不明確である。このため、健康サポート機能の目的を明確にするとともに、その機能が住民にどのような影響を与えているかエビデンスを収集し、その効果を住民に周知すべきである。
- また、健康相談等の健康サポート機能が患者に認知され、またその取組が地域全体に普及するためには、個々の薬局の取組だけではなく、自治体等と連携した地域全体の取組を行うべきである。
- なお、このような活動の具体例としては、
 - ・自治体や保険者が行う健康づくりのための事業
 - ・要指導・一般用医薬品の購入希望者への必要な受診勧奨
 - ・糖尿病の重症化予防
 - ・禁煙支援等の健康増進の施策などが考えられる。